平成29. 6. 1 制定改正 令和 2. 4. 1 令和 4. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学における教育、研究、社会貢献及びその他の大学運営等に関する広報 活動を積極的かつ戦略的に行うため、学長の下に、国立大学法人群馬大学広報本部(以下「広報本部」という。)を置く。

(業務)

- 第2条 広報本部は、次の各号に掲げる業務(大学教育・学生支援機構アドミッションセンター(以下「アドミッションセンター」という。)及び学生受入課の所掌するものを除く。)を行う。
 - (1) 広報(基金広報を含む。以下同じ。)全般の総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) 広報の方針,戦略の策定に関すること。
 - (3) 方針に基づく企画,立案及び実施に関すること。
 - (4) 広報に係る学内外への情報発信及び報道対応等に関すること。
 - (5) 教職員の広報に係る意識啓発に関すること。
 - (6) 学生の愛校心の啓発に関すること。
 - (7) 各種情報媒体を活用した情報発信の企画,立案及び実施に関すること。
 - (8) 広報に係る情報収集・分析に関すること。
 - (9) その他広報活動等に関すること。

(部会の設置)

- 第3条 広報本部に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 前項に掲げる部会に関し必要な事項は、別に定める。

(広報本部)

- 第4条 広報本部に、次の各号に掲げる職員を置く。
 - (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 本部事務職員
 - (5) その他本部長が必要と認める教職員

(本部長)

- 第5条 本部長は、理事のうち学長が指名する者をもって充てる。
- 2 本部長は、広報本部の業務を掌理する。
- 3 本部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の 残任期間とする。

(副本部長)

第6条 副本部長は、本部員から本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副本部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者 の残任期間とする。

(本部員)

- 第7条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各学部の広報全般を担当する教員 各1名
 - (2) アドミッションセンター副センター長 (高大連携・学生募集広報担当)
 - (3) 総務部総務課長
 - (4) 研究推進部総合情報メディアセンター課長
 - (5) その他本部長が必要と認める教職員

(本部事務職員)

- 第8条 本部事務職員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部総務課職員(広報担当)
 - (2) 各学部の広報全般を担当する事務職員 各1名
 - (3) その他本部長が必要と認める教職員

(本部会議)

- 第9条 広報本部の円滑な運営を図るため、群馬大学広報本部会議(以下「本部会議」という。)を置く。
- 2 本部会議は、第2条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。
- 3 本部会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) その他議長が必要と認める教職員
- 4 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。
- 5 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を本部会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(協力体制)

第10条 広報本部は、学生募集に係る広報について、アドミッションセンターと協力する。

(事 務)

第11条 広報本部の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。 (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

- 2 この規程施行後、最初に委嘱される本部長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 この規程施行後、最初に委嘱される副本部長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 4 群馬大学広報推進室規程(平成26年4月1日制定)は廃止する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学広報本部学生受入部門内規(平成29年6月1日制定)は廃止する。
- 3 群馬大学広報本部一般広報・基金部門内規(平成29年6月1日制定)は廃止する。